

平成29年2月16日（木）に、第10回開校準備協議会が新治地区公民館において開催されました。各検討部会（総務部会・PTA部会・学校運営部会）からの報告を受け、協議・検討を行いました。本協議会の開催回数も10回目を数え、開校まで残すところ、あと1年を切りました。開校に向けた準備が着々と進められています。

《 お知らせ 》

1 新治学園義務教育学校の校章デザインが決定しました！

昨年実施しました同校の校章デザイン（案）につきまして、応募総数110件の中から開校準備協議会での審査や教育委員会での協議・検討等を経て、下記のデザインが新治学園の校章デザインとして選定されました。入選者は土浦市港町在住の大島 義正 氏です。

3月21日には、開校準備協議会の鈴木会長を交えて、表彰式を実施しました。



表彰式（左から、井坂教育長、大島氏、鈴木会長）



【校章について】

校名の頭文字『N』と、人と人のつながり・友情の『輪』を基調に、統合となる3つの小学校が1つに調和することで活力に満ちた教育や発展を象徴するものです。また新治中学校校章が『N』をモチーフとしていたことから、多くの市民からも親しまれ継続性・創造性の願いを込めています。

2 通学バスの運行ルート（案）が作成されました！

平成29年1月24日（火）に開催しました第8回 PTA 部会での協議を経て、通学バス運行ルート（案）と停留所の位置等について想定案が作成されました。本だよりの2～4ページ（裏面）にかけて、【通学バス運行に関するQ&A】や【通学バス運行イメージ】を掲載しておりますので、御参照ください。

3 その他

- ・校歌の選定については、引き続き協議を行っております。
- ・学校運営部会では、小中一貫教育のプラン等、引き続き具体的な協議を行っております。
- ・PTA組織の編成・交流については、今年度から具体的に進められていきます。

【新治学園義務教育学校の通学バス運行に関するQ & A】

Q1 通学バスの利用料金はどのくらいですか？

A1 平成26年3月に市で策定しました『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』において、通学バスは無料で運行すると定めています。



Q2 バスの乗車対象となる距離等の決まりはあるのですか？

A2 国が定める『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』の中では、「小学校において、通学距離はおおむね4 km以内であること。」と定められております。

また、文部科学省が平成27年に策定した『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』において、「通学に要する時間は概ね1時間とすることが適当である。」とされています。

これらを踏まえて、土浦市では『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』を定め、学校から直線距離で2 km以上の児童を通学バス乗車の対象としております。この学校から直線距離で2 kmという基準は、児童が実際に歩く通学距離が4 km以内、かつ通学時間が概ね1時間以内になる範囲として設定いたしました。

Q3 2 km未満の児童でも申請すれば利用できるようになりませんか？

A3 乗車する児童数の変動や運行コースの変更等が発生しますと、通学バスの運行自体ができなくなる恐れもありますので、『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』のとおり、原則として学校から直線距離で2 km以上の児童を通学バス乗車の対象としております。

Q4 2 km未満でも通学路に人家が少なかったり、同年代の子どもがいないため登校班が作れなかったりする場合はどのように対応するのですか？

A4 『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』において、通学の安全上、教育長が通学バスを利用すべきと判断した児童は、学校からの直線距離が2 km未満であっても通学バスに乗車できると定められております。

通学の安全のほか、立地や地形、道路状況、交通状況といった諸条件を考慮し、個別に通学バスの利用を認めるかどうかを検討してまいります。

Q5 中学生は通学バスに乗車できますか？

A5 現在の『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』では、小学生（新治学園義務教育学校における1～6年生）を対象としておりますので、中学生（新治学園義務教育学校における7～9年生）は通学バスの乗車対象になりません。

また、新治学園義務教育学校は新治中学校の敷地内に校舎を増築して設立しますので、中学生（7～9年生）の通学路に関して変更はないものと考えております。

Q6 現在検討している運行ルートはどのようなものでしょうか？

A6 前述の2 kmを基準とし、新治学園義務教育学校開校準備協議会（以下「開校準備協議会」とします。）において慎重に検討した結果、新治地区全体で大型バス2台と小型バス2台の合計4台のバス運行を見込んでおります。各地区の運行ルートについては、保護者の皆様に別途お知らせいたします。

Q7 低学年と高学年では下校時間が違うと思いますが、バスは出るのですか？

A7 下校時も登校時と同じバスを使用し、低学年向けの早便と高学年向けの遅便の2本を運行して対応いたします。

Q8 時間に遅れる場合、休む場合等の連絡はどうすればいいでしょうか？

A8 遅刻や欠席の対応について、先進地では停留所ごとに登校班を編成して、班長や副班長をあらかじめ決めておき、遅刻や欠席の場合、必ず事前に班長や副班長宅に連絡をする体制づくりをおこなっております。

新治地区の通学バスにおける対応について、先進地の事例等を参考にしながら、今後開校準備協議会において検討してまいります。

Q9 帰りは希望する場所（停留所以外の場所）で降りることはできますか？

A9 児童の安全を確保するため、バスの乗降は指定の停留所とします。

朝と別の停留所で降りることは可能と考えられますが、どの児童がどの停留所で降りるかという管理上の課題や、登下校の安全確保を考慮しながら、運行面で対応できるかを検討したいと思います。

Q10 保険の加入はどうなりますか？

A10 保険について、バスを運行するにあたって、搭乗者の補償を含めた保険に加入する予定です。もしバス通学中に交通事故があった場合には、バスの保険または事故関係者の保険で対応することになります。

また、交通事故以外でのけが等については、日本スポーツ振興センターの保険が登下校時にも対応しております。

Q11 学校からの距離ではなく、地区単位でバスの乗車を認めてもらえませんか？

A11 通学バス乗車の可否について、たとえば大畑地区のように広範囲にわたる地区もありますので、地区単位でバスへの乗車を認めてしまうと、学校のすぐ近くでもバス通学の対象になってしまう、逆に学校から遠く離れているのに対象にならないといったケースも考えられます。

このことから、通学バスの乗車対象は『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』に基づき、距離を基準として設定しております。

Q12 停留所が自宅の近くにあるのですが、2km未満の児童でも停留所まで行けばバスに乗ることはできますか？

A12 通学バスを利用する児童には、教育委員会から通学バス利用許可証の発行を予定しております。

また、『土浦市立小学校通学バス運行基本方針』の「学校からの距離が直線で2km以上の児童」という基準は、遠距離通学となる児童の安全確保と負担軽減を目的として定めておりますので、学校から直線距離で2km未満の児童につきましては、徒歩で通学いただくこととなります。

Q13 送迎のために、停留所に自家用車の駐車スペースを設けてもらえませんか？

A13 ご自宅から停留所までの間も通学路となりますので、原則登校班を編成しての通学が基本となります。

また、将来的に児童の居住状況により停留所の位置変更や通学バス運行コースの見直しも想定されますので、送迎スペースを設ける考えはございません。

Q14 バスを有料化することで、運行本数やバスの台数を増やせませんか？

A14 現在の土浦小学校及び都和小学校の通学バスが無料で運行していることから、新治学園義務教育学校の通学バスにおいても、保護者負担無料を予定しております。

また、有料化による増便についてですが、上記2校との公平性を保つためにも、対応しかねる状況です。

Q15 通学バスで使用するのは大型バスでしょうか？もし大型バスなら、複数の小型バスにしてきめ細かな運行はできませんか？

A15 開校準備協議会において、複数の小型バスできめ細かに運行するという案を検討いただきましたが、地区によっては、小型バスでも走行しにくいような細い道が多い状況であること、またバスの台数を増やした場合、より多く運行経費が必要なことから、大型バス2台と小型バス2台の合計4台のバスによる運行を見込んでおります。



【問合せ先】 新治学園義務教育学校開校準備協議会(土浦市教育委員会学務課内)

〒300-0036 土浦市大和町9番2号 Tel.029-826-1111(内線 5107)